

入札参加資格者 様

西尾市長 中 村 健
(公 印 省 略)

最低制限価格・低入札調査基準価格の見直しについて（通知）

本市では、建設工事等の発注にあたり極端な低価格入札による受注を防止することで、契約の内容に適合した履行を確保するとともに、下請業者・労働者などへのしわ寄せ防止、落札業者の適正な利益の確保を目的として最低制限価格等を導入していますが、令和 7 年 2 月 1 日以降から最低制限価格等の算出方法を以下のとおり見直します。

記

1 設定範囲の見直し

最低制限価格等の範囲を予定価格の「5 分の 4 から 3 分の 2 まで」から「100 分の 92 から 100 分の 75 まで」に変更する。「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国交省モデル）」を基本とする。

2 算出方法の見直し

建設工事については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数切り捨て）。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

3 適用年月日

令和 7 年 2 月 1 日以降に公告（指名）する入札から適用

4 関連要綱

西尾市最低制限価格取扱要領

西尾市低入札価格調査実施要領

西尾市 HP > ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 要綱・様式 > 入札や契約に関わる要綱等

アドレス：<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/nyusatsu/1001498/1003021.html>

5 その他

建設コンサル業務については、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で設定する。

(連絡先 総務部財政課契約検査担当 直通電話 0563-65-2163)

最低制限価格の計算方法について

【用語の定義】

入札書比較価格 $\times 1.10 =$ 予定価格

入札書比較制限価格 $\times 1.10 =$ 最低制限価格

最低制限価格の設定

○建設工事（92/100 から 75/100 の範囲内で設定）

【計算式】

ア 直接工事費 $\times 0.97$

イ 共通仮設費 $\times 0.90$

ウ 現場管理費 $\times 0.90$

エ 一般管理費等 $\times 0.68$

アイウエの合計

① 入札書比較制限価格(A)を算出する

- ・ $A = (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$
- ・ A (千円未満は切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

$$\alpha = \text{入札書比較制限価格}(A) / \text{入札書比較価格}$$

α を計算し、その値によって、②から④の計算式で最低制限価格を算出する

② $92/100 \geq \alpha \geq 75/100$ の場合

①で算定した価格を最低制限価格とする。

③ $\alpha > 92/100$ の場合 α が 0.92 を超える場合は、0.92 に引き下がる

$$\text{入札書比較価格} \times 92/100 = A'$$

A' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

④ $\alpha < 75/100$ の場合

$$\text{入札書比較価格} \times 75/100 = A'' \quad \alpha \text{ が } 0.75 \text{ に満たない場合は、 } 0.75 \text{ に引き上がる}$$

A'' (千円未満切捨て) $\times 1.10 =$ 最低制限価格

【計算例 1】

直接工事費	：	5,110,000
共通仮設費	：	775,000
現場管理費	：	2,178,000
一般管理費等	：	1,747,000
工事価格	：	9,810,000 (入札書比較価格)
消費税等	：	981,000 (10%)
合計	：	10,791,000 (予定価格)

入札書比較制限価格(A)を算出する

直接工事費の 0.97	：	$5,110,000 \times 0.97 = 4,956,700$
共通仮設費の 0.90	：	$775,000 \times 0.90 = 697,500$
現場管理費の 0.90	：	$2,178,000 \times 0.90 = 1,960,200$
一般管理費等の 0.68	：	$1,747,000 \times 0.68 = 1,187,960$
合計額	：	8,802,360

入札書比較制限価格(A)：8,802,000(合計額の千円未満を切り捨てた額)

消費税等：880,200

最低制限価格：9,682,200 (税込)

$$\alpha = \text{入札書比較制限価格(A)} / \text{入札書比較価格} \\ = 8,802,000 / 9,810,000 = 0.897$$

α が最低制限価格の設定範囲内 (0.75 から 0.92 の範囲) であるため、
この工事の 入札書比較制限価格(A)は、8,802,000 円
最低制限価格(税込)は、9,682,200 円 となります。

【計算例 2】

直接工事費	: 10,000,000
共通仮設費	: 1,000,000
現場管理費	: 1,500,000
一般管理費等	: 1,000,000
工事価格	: 13,500,000 (入札書比較価格)
消費税等	: 1,350,000 (10%)
合計	: 14,850,000 (予定価格)

入札書比較制限価格(A)を算出する

直接工事費の 0.97	: 10,000,000 × 0.97 = 9,700,000
共通仮設費の 0.90	: 1,000,000 × 0.90 = 900,000
現場管理費の 0.90	: 1,500,000 × 0.90 = 1,350,000
一般管理費等の 0.68	: 1,000,000 × 0.68 = 680,000
合計額	: 12,630,000

入札書比較制限価格(A): 12,630,000 (合計額の千円未満を切り捨てた額)

消費税等 : 1,263,000

最低制限価格 : 13,893,000 (税込)

$$\alpha = \text{入札書比較制限価格(A)} / \text{入札書比較価格} \\ = 12,630,000 / 13,500,000 = 0.935$$

α が 0.92 を超えるため 0.92 に引き下がる

この工事の 入札書比較制限価格(A)は、 $13,500,000 \times 0.92 = 12,420,000$ 円 (千円未満切捨て)
最低制限価格(税込)は、 $12,420,000 \times 1.10 = \underline{\underline{13,662,000}}$ 円 となります。

算出額変更の新旧対照

一般競争入札

★最低制限価格

範囲：予定価格の2/3～ 4/5

総合評価競争方式

★低入札調査基準価格

範囲：予定価格の2/3～4/5

令和7年2月1日以降

一般競争入札

★最低制限価格

直接工事費×0.97

共通仮設費×0.9

現場管理費×0.9

一般管理費×0.68

範囲：予定価格の75～92%

総合評価競争方式

★低入札調査基準価格

直接工事費×0.97

共通仮設費×0.9

現場管理費×0.9

一般管理費×0.68

範囲：予定価格の75～92%

上記により算出した額（税抜）が予定価格（税抜）の92%を超える場合、最低制限価格及び低入札調査基準価格は、予定価格（税抜）の92%（1,000円未満の端数切り捨て）に100分の110を乗じて得た額とします。

算出額変更の新旧対照

設計委託業務（建設に関する測量、調査、設計、企画及び監理の業務）

令和7年2月1日以降

指名競争入札

★最低制限価格

範囲：予定価格の $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{4}{5}$

指名競争入札

★最低制限価格

範囲：予定価格の75～92%